

## Q25 辺野古埋立工事を巡る裁判について教えてください。

**A**

平成25年に当時の仲井眞知事が沖縄防衛局からの辺野古新基地建設のための埋立申請を承認しましたが、平成27年に当時の翁長知事は、この承認には法的な誤りがあったとしてこれを取り消しました。

このことについて、国と沖縄県との間で裁判となり、平成28年12月、最高裁判所の判決で沖縄県が敗訴したため、承認取消しを取り消し、承認の効力が復活しました。

これを受けて、沖縄防衛局は埋立工事を再開しましたが、沖縄防衛局は、承認の際に沖縄県が条件として付した「工事の実施設計について沖縄県と事前に協議を行うこと」との留意事項を守らず、沖縄県の指導にも従うことなく工事を進めました。

また、工事海域に軟弱地盤や活断層等の問題が判明したこと、承認後に沖縄防衛局が策定したサンゴやジュゴンなどの環境保全措置に問題があること等が分かったため、沖縄県は、このような状況で埋立工事を進めることは違法であると判断し、平成30年8月に、承認の取消処分（いわゆる撤回）を行いました。

これに対し、沖縄防衛局は、行政不服審査法という法律に基づき、国土交通大臣に、「沖縄県の承認取消しを取り消してほしい」と求め、国土交通大臣は、その要求を認める決定（裁決）を行いました。

しかし、沖縄県は、正当な理由により承認を取り消しており、大臣の判断には誤りがあると考えたことから、令和元年8月に、決定（裁決）の取消しを求めて裁判（抗告訴訟）を起こしたところです。

### 【辺野古新基地建設問題の最新情報URL】

<https://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/henoko/index.html>

【QRコード】

